

中央市商工会青年部ご当地キャラクター「とまチュウ」デザイン使用に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、中央市商工会青年部のご当地キャラクター「とまチュウ」のデザイン（以下「キャラクターデザイン」という。）使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、キャラクターデザインとは、中央市商工会青年部が製作した「とまチュウ」に関する別添デザイン集に記載されているデザインをいう。

(使用できる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときを除いて、何人もキャラクターデザインを使用することができる。

- (1) 中央市商工会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、中央市商工会がキャラクターデザインの使用について不当と認めるとき。

(使用承認申請等)

第4条 キャラクターデザインを使用する場合には、あらかじめキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、中央市商工会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 キャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。
- 3 中央市商工会は、申請についてその内容が前条の規定に照らし適当と認めるときは、キャラクターデザイン使用（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとし、適当でないと認めるときは、キャラクターデザイン使用（変更）不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係が報道目的で使用する場合。
- (3) そのほか、中央市商工会が別に定めた場合。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合は、完成物件の提出を省略することができる。

- (2) 使用するデザインは、中央市商工会青年部ご当地キャラクター「とまチュウ」デザイン集（別添）に定められたものとする。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用しないこと。ただし、中央市商工会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 「中央市商工会青年部ご当地キャラ『とまチュウ』」との表記を付すこと（別記参照）。ただし、スペースの関係で、上記表記が難しい場合は、「©中央市商工会」の表記をもって代えることができる。なお、中央市商工会が認めた場合はこの限りではない。

（承認内容の変更等）

- 第6条 キャラクターデザインの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクターデザイン使用変更申請書（様式第4号）を中央市商工会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 中央市商工会は、前項の申請についてその内容が第3条の規定に照らして適当と認めるときは、キャラクターデザイン使用（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとし、適当でないと認めるときは、キャラクターデザイン使用（変更）不承認書（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（権利の設定の禁止）

- 第7条 意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第127号）第6条に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

（違反等に対する取扱い）

- 第8条 キャラクターデザインを使用している者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、中央市商工会はその使用の差し止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 キャラクターデザインの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、中央市商工会はその責めを負わない。

（争論等の解決）

- 第9条 キャラクターデザインの使用に関し、争論又は争訟が招じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

（補則）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターデザインの取扱いに係る必要な事項は、中央市商工会が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

様式第1号

キャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

中央市商工会 宛

申請者 住所（所在地）
名 称
代表者名 ⑩
担当者名
電話番号

キャラクターデザインを使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	
使用する デザイン	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数 又は 製作数	
添付書類	

様式第2号

キャラクターデザイン使用（変更）承認書

年 月 日

様

中央市商工会
会長 浦田 勉 ⑩

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザイン使用（変更）申請については、次のとおり承認します。

使用する デザイン	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用品の 名 称	
使用数 又は 製作数	
承認の条件	<ul style="list-style-type: none">・キャラクターデザイン使用（変更）申請内容のとおり使用すること。・「キャラクターデザイン使用に関する要綱」を遵守すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

様

中央市商工会
会長 浦田 勉 ⑩

キャラクターデザイン使用（変更）不承認書

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザイン使用申請（変更）については、次の理由により不承認といたします。

不承認の理由

年 月 日

キャラクターデザイン使用変更申請書

中央市商工会 宛

申請者	<u>住所（所在地）</u>
	<u>名 称</u>
	<u>代表者名</u> ⑩
	<u>担当者名</u>
	<u>電話番号</u>

内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 変更内容 (変更前)

(変更後)